

佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく空家空地等の危険な状態等を解消するために必要な措置を講じる者に対する助成の実施について、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(助成の要件等)

第3条 佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年佐賀市規則第25号）第5条第3号の市長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 所有権が数人の共有に属する空家空地等の場合においては、当該空家空地等の危険な状態等を解消するために必要な措置を講じることに関し、当該空家空地等について所有権を有する者の全員の同意が得られていること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されている空家空地等の場合においては、当該空家空地等の危険な状態等を解消するために必要な措置を講じることに関し、当該空家空地等についてその権利を有する者の全員の同意が得られていること。
- (3) 空家空地等を解体する場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定により解体工事業の登録を受けた者で、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に解体させることとしていること。
- (4) 建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する空家空地等でないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、60万円を限度として、次に掲げる措置に要する費用（以下「事業費」という。）の2分の1に相当する額とする。

- (1) 建物等の解体
- (2) 廃材等の運搬及び処理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた措置

(助成の手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐賀市危険空き家等解体助成金申請書(様式第1号)により、次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

- (1) 建物及び土地の登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
- (2) 位置図及び外観写真
- (3) 工事見積書(内容明細の付いたもの)
- (4) 市税等の完納証明書
- (5) 暴力団排除に係る誓約書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、佐賀市危険空き家等解体助成金交付決定書(様式第2号)又は佐賀市危険空き家等解体助成金不交付決定書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更・中止承認申請)

第7条 申請者は、前条の規定により助成金の交付を決定した後、事業内容又は事業費について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ佐賀市危険空き家等解体助成金交付申請事項変更・中止申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。ただし、交付決定額に変更のない事業費の軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請を受理したときは、佐賀市危険空き家等解体助成金交付申請事項変更・中止承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業の完了の日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに佐賀市危険空き家等解体助成金事業実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 事業施工前、施工中、施工後の写真

(助成金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、佐賀市危険空き家等解体助成金確定通知書(様式第7号)により、申請者に

通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、速やかに佐賀市危険空き家等解体助成金交付請求書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) 条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「50万円」を「60万円」に改める部分に限る。)は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる助成の申請について適用し、同日前に行う助成の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

佐賀市長 様

住 所
氏 名
連絡先

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市危険空き家等解体助成金 申請書

佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例第13条に規定する助成を受けたいので、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

申請者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	〒 Tel
空家等の概要	所在地	佐賀市
	構造・階数	造 階建
	延床面積	m ²
	空家等の権利	①申請者本人 ②その他 ()
	用途	①住宅 ②倉庫 ③その他工作物
事業費 (見積金額)		円
事業施工期間(予定)		(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 建物及び土地の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）(2) 位置図及び外観写真(3) 工事見積書（内容明細の付いたもの）(4) 市税等の完納証明書(5) 暴力団排除に係る誓約書（別添1）(6) その他市長が特に必要と認める書類
------	--

別添 1

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月

日

佐賀市長

様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市危険空き家等解体助成金 交付決定書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について次のとおり決定したので、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

なお、事業が完了したときは、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第8条に基づく実績報告を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付決定額	円
3 空家等の所在地	佐賀市
4 交付の条件及び指示	(1) この助成金は本事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第11条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取消することができる。 (4) (3)により取消しを行ったときは、当該取消しに関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市危険空き家等解体助成金 不交付決定書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次の理由により交付決定できませんでしたので、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

決定できない理由	
----------	--

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所
氏 名
連絡先

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市危険空き家等解体助成金 交付申請事項変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業について、下記のとおり〔事業の変更・事業の中止〕を受けたいので、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 空家等の所在地	佐賀市
2 変更理由	
3 変更内容	〔事業の変更・事業の中止〕
4 事業費の変更	
5 関係書類	

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市危険空き家等解体助成金 交付申請事項変更・中止承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業における〔事業内容の変更・事業の中止〕については、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 空家等の所在地	佐賀市
2 変更内容	〔事業の変更・事業の中止〕
3 変更後の交付決定額	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所
氏 名
連絡先

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市危険空き家等解体助成金 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業について、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

1 空家等の所在地	佐賀市
2 助成金交付決定額	円
3 事業施工期間	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
4 添付書類	(1) 契約書の写し (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し (3) 事業施工前、施工中、施工後の写真

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市危険空き家等解体助成金 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業の完了を認め、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第9条の規定に基づき助成金の交付額を確定しましたので、次のとおり通知します。

なお、速やかに、佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第10条の規定に基づく請求を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付確定額	円

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所
氏 名
連絡先

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印
してください。

佐賀市危険空き家等解体助成金 交付請求書

佐賀市危険空き家等解体助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求いたします。

記

建 物 の 所 在 地	佐賀市
請 求 金 額	円
助成金振込先	金融機関・支店名
	預 金 種 別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口 座 番 号
	口 座 名 義 人 (ふりがな) 氏 名